

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【公表番号】特表2019-515704(P2019-515704A)
 【公表日】令和1年6月13日(2019.6.13)
 【年通号数】公開・登録公報2019-022
 【出願番号】特願2018-548374(P2018-548374)
 【国際特許分類】

A 6 1 M 15/00 (2006.01)

A 6 1 M 11/04 (2006.01)

A 2 4 F 47/00 (2020.01)

【F I】

A 6 1 M 15/00 A

A 6 1 M 11/04 3 0 0 Z

A 2 4 F 47/00

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月4日(2020.9.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 6 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 6 0】

図12は、図2に示された電子タバコデバイス100の図と類似している、またその図から理解されるであろう状態を概略的に表すが、わずかに異なる全体形状を有する、特に、図2に示されたものよりも、例えば、長さ(Y)軸線方向に垂直な平面において見たデバイスの輪郭の最小曲率半径という点でさらに丸みのある形状を有する、デバイス1200を示す。図1~図11に表された例のように、図12に表されたデバイス1200は、制御ユニット部1230及び分離可能/交換可能なカートリッジ部1220を備える。しかし、図12のデバイスの1200はまた、図2のデバイス100とは、例えば円形又は楕円形の丸みのある凹部1250をデバイスの外面に、特にこの例では、厚さ方向に概して垂直である制御ユニット部1230の面の(すなわち、概してXY平面の)図12の最上部に示された面に、有する点が異なり、この凹部の寸法は、凹部がデバイス1200の全幅Wの約半分に相当する幅を有するようなものとすることができる。しかし、別の実施態様では、凹部は異なるサイズを有することができ、例えば凹部は幅方向に、 $0.2W \sim 0.8W$ 、 $0.25W \sim 0.75W$ 、 $0.3W \sim 0.7W$ 、 $0.35W \sim 0.65W$ 、 $0.4W \sim 0.6W$ 、及び $0.45W \sim 0.65W$ に相当する分量だけ延びることができる。凹部/へこみ/くぼみは幅方向に、長さ方向と同程度に幅広のかなりの広がりを持つことができ、或いは幅方向に、長さ方向と比べて異なる広がりを持つことができる。例えば、長さ方向の凹部の広がり、幅方向の凹部の広がりよりも約1.5倍以上、いくつかの例では大きくすることができる。デバイスの厚さ方向の凹部の深さは約3mmとすることができる。しかし、別の実施形態によれば、もっと深い、又はもっと浅い凹部もまた使用することができる。例えば、凹部は1mm~5mm、又はより好ましくは2mm~4mmの深さを有することができる。本発明者らは、デバイスの表面のこの種の凹部が、例えばより確実な把持を可能にすることによって、デバイスを保持する際の使用者の快適さをさらに促進できると認識した。一つ以上の凹部を設けることができ、例えば、凹部をデバイスの反対面に対称的に、又は別様に設けることができると理解されたい。異なる実施態様によるデバイスの特定の形状及びサイズは様々であり得るが、保持するのに都合が

よく快適なデバイスであって、所与の固有の最大限度に対して比較的大きな容積を与えるデバイスを実現する同一の基本原則が、本書に論じられたようにして適用され得ることを理解されたい。